地方活動の充実めざす

代表の本部来訪頻繁

本会の地方組織拡大にともない、支部活動の範囲も大きくなり、代表が上京して、直接本部と打ち合す事項が最近とみに多くなってきた。このような状況は統一組織の強みを far々と発揮してきたあらわれで誠に心強い限りである。

映画班招き 附近を巡回
＝日光支部＝

蓬田健一君（栃木県日光支部長）は一月十二日、本部を訪ね支部活動の報告旁々、附近町村への働きかけについて打ち合せた。特に今春移動文化映画班を栃木県下に派遣するよう要請しているので、本部でもその具体的準備を進めることとなった。

代表が上京
別府市（大分県）

大分県別府市の青年有志を代表して丸山遼君（別府市中浜通）は、一月十四日上京し、本部を訪ね婦人会長に青年有志の意気を伝えるとともに、二日間にわたり本部と大分県下の組織化について具体的な打ち合せをおこなった。同君は別府に帰着後ただちに隣町村にも呼びかけ、同志の結集にのりだした。

支部再建を話し合う
小林支部長（長野県春日支部）

長野県東信支連準備にあって活躍していた春日支部は、会員の移動があって最近多少沈滞気味であったが、二月二日小林度夫支部長が上京し、本部を訪ね今後の支援再建方策について打ち合せるとともに本部の協力を要請した。

青年団幹部が多数入会
＝福岡県三井郡＝

福岡県三井郡下の組織化は、郡下の青年団と密接な連携によって急速に拡大しつつある。この気運を一層高め、同地に強固な支部をきずき上げるため、先に上京した松田利行・井上隆義の両君はあらたに入会した猿田福雄、多田安昭の両君とともに再度上京し、本部と今後の拡大方針について懇談した。

同地方の入会組織は、地域青年団幹部多数の入会により、横の連絡がとりやすくなり、近く支部連合会が結成されるのではないかと、大いに期待される。

山荘建設状況を報告
高橋支部長（広島県尾道支部）

高橋最宜君（尾道支部長）は一月四日上京し、尾道友愛山荘の建設状況を報告するとともに、竣工式の段取りについて本部と打ち合せた。

友愛普及と組織工作

一カ月の予定で東北各県を巡回

東北地方には、過去移動文化映画班や診療班を派遣してきたが、本格的の組織工作はおこなわれていなかった。そこで組織部では昨年来、現地とも連絡をとりながら各県を巡回する計画をたてていた。

計画案によれば二月二十八日より約一カ月の予定で、福島県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県を巡回して友愛思想の普及並びに組織工作につとめる。なお現地の実態調査と青年団体との交流を併せておこなうことは勿論である。

〝東北地方友愛普及日程〟

期間　昭和三十四年二月二十八日より三月二十六日まで

派遣員　組織部長　奥田　吉郎

日程

一月二十八日（福島県原ノ町市）
二月一日（宮城県白石市）
二月二日（宮城県仙台市）
二月四日（宮城県石巻市）
二月五日（宮城県若柳町）
二月六日（岩手県一ノ関市）
二月七日（岩手県花巻市）
二月八日（岩手県宮古市）
二月九日（岩手県盛岡市）
二月十日（岩手県福岡町）
二月十一日（青森県八戸市）
二月十二日（青森県青森市）
二月十三日（青森県弘前市）
二月十四日（未定）

組織部員　早川　広中

【写真】（上）羽田空港で見送りに並ぶ代表団。（下）北川君を中心に並ぶ見送りの在京会員

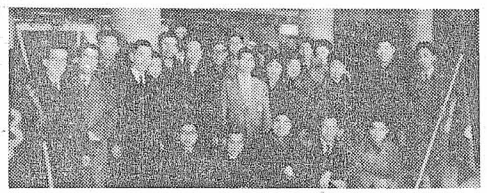

北川君元気で出発

第二回東南アジア訪問日本青年代表

前号既報の通り、「第二回東南アジア訪問日本青年代表団」の本会代表北川慈隆常任幹事（総務部長）は、二月五日午前九時三十分羽田発エアー・フランスにて、在京会員多数の見送りの中を元気一杯出発した。胸に友愛のバッチを輝かせた北川常任幹事は、出発に際し次のような挨拶をおこなった。

北川常任幹事挨拶（要旨）

全国の同志の皆さん！

今、私は本部の諸兄及び在京の会員の方々、友好諸団体の皆さん達多数の見送りを受けて、元気に飛び立ちます。胸中は、姿でもここにはないけれども、声なき声援を送ってくれる同志諸兄のその期待に、立派に応えたい一念で一杯です。訪問団親善団は、日本の各青年層を代表されている有為な方達ばかりです。しかし、訪問親善の最大の目的は、国際的友愛関係の樹立促進といってよいでありましょう。その意味において、特に責任の重大さを痛感しています。

幸い、昨年度奥田常任幹事が端緒をつくられた訪問各国青年団体との親善関係を、一歩でも前の友愛関係に前進させるよう全力を傾けたいと思っています。

胸に輝く「友愛のバッチ」と日の丸の視察に衷意の持つ使命を、立派に果してくることをお誓いして、元気で行って参ります。

一月五日　羽田空港にて

青少年生活指導員に橋村君

＝京都市＝

京都市では最近の非行青少年増加の傾向にかんがみ青少年生活指導員を設けることになり、京都市内の各種団体より適任者を選ぶことになった。本会京都府連にも推薦方を要請してきたので京都府連では橋村芳雄君（幹事・京都府連常任委員）を推薦したところこのほど正式に同君が任命された。本会はかねてより青少年の非行防止に独自な立場で運動を続けていたが、関係当局と連携することによって一層効果的な運動を展開することができるわけである。

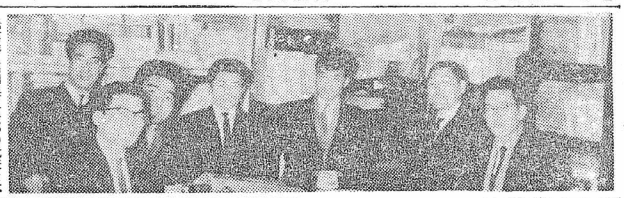

（写真）福岡県三井郡の代表と本部役員

年次計画を発表

〝尾道支部（広島県）〟

友愛山荘建設運動をはじめ各種運動を活発に展開している尾道支部では、先般支部幹事会を開催し、昭和三十四年度行事計画の大綱を次の通り決めた。

× × ×

公明選挙推進運動（一月～四月）
支部役員選挙（四月）
友愛山荘竣工式（四月）
巡回映画会（四月～五月）
〝友愛〟誌第三号発刊（四月）
第六回全国大会代表派遣（五月）
広島県下高校弁論大会（七月）
〝友愛〟誌第四号発刊（七月）
第五回愛のリクリエーション〝海水浴〟（八月）
秋のハイキング（十月）
中国・四国・九州ブロック講習会を尾道友愛山荘で開催（十月）
農村青年交換（十一月）
歳末助け合い運動（十二月）

なお支部総会は毎月一回開催する。

人道問題として処理

―北鮮送還問題―

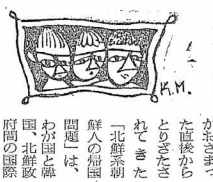

―解説―

▽朝鮮動乱は韓国政府ではすべて韓国民である。それを北鮮に帰すことは韓国主権の侵害であり、北鮮政府を承認したことになる。

▽韓国と北鮮とは現在対立関係にあり、在日朝鮮人を北鮮に帰すことは、北鮮の国力を強化することになり、韓国政府に対する敵対行為にも等しい。と主張をかえ少うけつけなかった。

▽今回の政府の送還方針に対し韓国側は予想以上に強烈な横槍で、韓国の外務部長官も早速「北鮮への送還は韓国の主権を無視したものであり、それによる重大結果の責任はすべて日本側にある」と強い反対態度を表明している。しかし、日本政府も今度は相当腹を固めていることなので、外務省では韓国の見解に対し次のような反論をしている。❶北鮮に帰りたいという人を北鮮に送るのは人道上からもごく当然のことで、これによって北鮮政府を承認したことにならない。過去においても中共への帰国希望者を送還した事例はあるが、中共を承認したのではない❷韓国に対する悪感情とか非友好的感度によってこうした措置をとったとすることはあたらない。居住地選択の自由という人間の権利を尊重するのが当然だと思うからだ。さらに「北鮮帰国問題は日韓会談における時限爆弾のようなもので、この問題を解決することは病気の原因を切りとったようなわけで、かえってすっきりする」ともいい切っている。

▽在日朝鮮人二〇万人のうち九割までが生業状態といわれ、生活保護を受けているもの四人に一人という現状では、帰国申請者二千万人にも達する見通しになるということも無理からぬことである。生活問題につながる帰国希望であれば「帰国問題は純人道的立場で政治問題と切り離して解決すべきである」という世論が盛り上るのは当然で、東京都議会をはじめ全国地方自治体の大部分が「北鮮帰国の希望を認めよ」と政府に対し要請している。また一般も朝総連指導による集団帰国には批判的だが人道的な面から好意的に見ている人達が全国から好意的に見ている人達が多いことも無視できない。即ち❶朝鮮における主統政府は韓国政府であり、在日朝鮮人はすべて韓国民である。それを北鮮に帰すことは韓国主権の侵害であり、北鮮政府を承認したことになる❷

二つの国民年金法案

政府案

六十五才から月三、五〇〇円

保険料は年一、八〇〇円（二十五才から六十才まで）

政府案は、現行の年金を基本として、無拠出の年金は通過的な補完的に設け、全国民を対象に強制する。

第一章 総則

（国民年金の制度の目的）

第一条 国民年金は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、廃疾または死亡による国民生活の安定をはかるために国民年金の制度を設けることを目的とする。

（国民年金の給付）

第二条 国民年金は、保険の方法を基礎とするために、国の必要な援助と、国民の協力とによって、次の給付を行なうものとする。

（給付の種類）

1 老齢年金

2 廃疾年金

3 母子年金

4 遺児年金

5 寡婦年金

6 死亡一時金

（用語の定義）

第三条 この法律において、「被保険者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

五 地方公務員の退職年金に関する条例（昭和二十五年法律第百二十六号）に規定する退職年金を受ける者

六 市町村職員共済組合法（昭和三十二年法律第百三十二号）に基く給付を受ける者

七 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基く給付を受ける者

八 公共企業体職員等共済組合法（昭和二十三年法律第二百五十六号）に基く給付を受ける者

（被保険者の資格）

第四条 日本国内に住所を有する二十才以上六十才未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の被保険者としない。

一 厚生年金保険法又は船員保険法の被保険者

二 国家公務員共済組合法又は地方公務員の退職年金に関する条例の適用を受ける者

三 農林漁業団体職員共済組合法の適用を受ける者

四 公共企業体職員等共済組合法の適用を受ける者

五 私立学校教職員共済組合法の適用を受ける者

六 市町村職員共済組合法の適用を受ける者

七 老齢年金の受給権者

八 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者で、第二章第二節（第一号被保険者）に規定する被保険者となることを希望しないもの

（被保険者の届出）

第五条 前条第二項第一号から第四号までに掲げる者は、その資格を喪失したときは、その日から十四日以内に、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項第五号から第八号までに掲げる者は、その資格を取得したときは、その日から十四日以内に、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

（被保険者の住所変更の届出）

第六条 被保険者は、住所を変更したときは、その日から十四日以内に、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

（被保険者証）

第七条 厚生大臣は、被保険者に対し、被保険者証を交付する。

2 被保険者は、被保険者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

3 被保険者は、被保険者証を滅失し、又はき損したときは、厚生大臣に対し、被保険者証の再交付を請求することができる。

4 被保険者証の交付、再交付及び返還に関し必要な事項は、政令で定める。

（被保険者の資格の喪失）

第八条 被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 日本国内に住所を有しなくなつたとき。

三 六十五才に達したとき。

四 六十才を過ぎて老齢年金の受給権者となつたとき。

（任意被保険者）

第九条 被保険者でなかつた者が、厚生大臣に申出をして、その承認を受けたときは、その承認があつた日から、被保険者となる。

2 前項の規定による被保険者は、いつでも、厚生大臣に申出をして、被保険者の資格を喪失することができる。

3 被保険者の資格を喪失した者は、その喪失した日から二年以内に、厚生大臣に申出をして、被保険者となることができる。

（被保険者期間の計算）

第十条 被保険者期間を計算するに当つては、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを算入する。

2 被保険者の資格を喪失した月に、その月の末日において被保険者の資格を有するに至つた者については、その月を被保険者期間に算入する。

3 被保険者の資格を喪失した後、再び被保険者の資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

4 前三項の規定による被保険者期間の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（被保険者期間の計算）

第十一条 被保険者期間を計算するに当つては、次の各号のいずれかに該当する月は、これを算入しない。

一 第七条第一項の規定により被保険者の資格を喪失した月の翌月から、その者が被保険者の資格を取得した月の前月までの間の月

二 第七条第二項の規定により被保険者の資格を喪失した月の翌月から、その者が被保険者の資格を取得した月の前月までの間の月

三 第九条第一項の規定により被保険者となつた者が、その月の末日において被保険者の資格を有しない場合のその月

四 第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月

五 第十四条第一項第二号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月

六 第十四条第一項第三号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月

七 第十四条第一項第四号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月

八 第十四条第一項第五号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月

（保険料の納付）

第十二条 被保険者は、毎月、保険料を納付しなければならない。

2 保険料の額は、年金給付に要する費用の予想額並びに予定収入及び積立金の状況その他の事情を考慮して、おおむね五年ごとに、政令で定める基準に従い、厚生大臣が、これを変更する。

3 厚生大臣は、前項の規定により保険料の額を変更しようとするときは、あらかじめ、国民年金審議会の意見を聞かなければならない。

4 保険料の額は、年金給付に要する費用の予想額並びに予定収入及び積立金の状況その他の事情を考慮して、おおむね五年ごとに、政令で定める基準に従い、厚生大臣が、これを変更する。

5 厚生大臣は、前項の規定により保険料の額を変更しようとするときは、あらかじめ、国民年金審議会の意見を聞かなければならない。

（保険料の納付義務）

第十三条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第十四条 被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日から、被保険者の資格を喪失する。

一 老齢年金の受給権者となつたとき。

二 死亡したとき。

三 六十五才に達したとき。

2 前項第一号又は第二号に該当するに至つた者は、その該当するに至つた日から十四日以内に、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3 第一項第三号に該当するに至つた者は、その該当するに至つた日から十四日以内に、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

（保険料の納付義務）

第十五条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第十六条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第十七条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第十八条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第十九条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第二十条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第二十一条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第二十二条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第二十三条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第二十四条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第二十五条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第二十六条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第二十七条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第二十八条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第二十九条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第三十条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第三十一条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第三十二条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第三十三条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第三十四条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第三十五条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第三十六条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第三十七条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第三十八条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第三十九条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第四十条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第四十一条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第四十二条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第四十三条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第四十四条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第四十五条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第四十六条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第四十七条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第四十八条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第四十九条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第五十条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第五十一条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第五十二条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第五十三条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第五十四条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第五十五条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第五十六条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第五十七条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第五十八条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第五十九条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第六十条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第六十一条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第六十二条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第六十三条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第六十四条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第六十五条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第六十六条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第六十七条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第六十八条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第六十九条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第七十条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第七十一条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第七十二条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第七十三条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第七十四条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第七十五条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 被保険者の配偶者は、その世帯主と連帯して、その被保険者の保険料を納付する義務を負う。

4 前三項の規定にかかわらず、被保険者が、第十四条第一項第一号に該当するに至つた月の翌月から、その者が同条第二項の規定により被保険者となつた月の前月までの間の月の保険料は、納付することを要しない。

（保険料の納付義務）

第七十六条 被保険者は、保険料を納付する義務を負う。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連